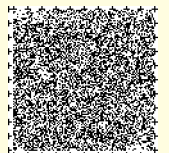


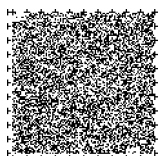
藤沢市人権施策推進指針【改定版】

～一人ひとりの市民が尊重され、
ともに生きるまちづくりに向けて～



2016年(平成28年)3月
藤沢市





人権とは、 すべての人が、生まれながらにもっている権利です。

世界人権宣言《1948年（昭和23年）》

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

日本国憲法《1947年（昭和22年）》

第11条〔基本的人権〕

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第14条〔法の下での平等〕

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

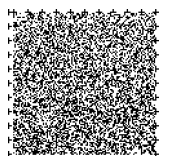
第97条〔基本的人権の由来特質〕

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人は、誰でも、自由で平等であり、尊厳をもって人間らしい生活をする権利があります。

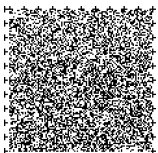
同じ社会に生きる者として、互いの人権を尊重し、多様性を認めあい、人を思いやる心をもって行動することが大切です。

藤沢市は、人権施策推進指針を定め、人権が尊重されるまちづくりに向けて、施策を推進します。



<目 次>

第1章 人権施策推進指針改定に当たって	P 1
1 人権施策推進指針策定の趣旨	P 1
2 人権施策推進指針改定の趣旨と背景	P 2
3 人権施策推進指針改定に当たっての視点	P 3
4 人権に関する社会情勢と本市の取組	P 4
第2章 人権施策推進指針がめざすもの	P 6
1 基本理念	P 6
2 基本目標	P 6
第3章 人権施策の総合的な推進に向けて	P 7
1 人権教育・人権啓発の推進	P 8
2 相談・支援の充実	P 11
3 推進体制の整備	P 13
4 個人情報保護の対策	P 16
第4章 分野別人権施策の推進	P 18
1 男女平等の社会づくりに向けて	P 18
2 子どもの人権を尊重するために	P 21
3 高齢者の人権を尊重するために	P 24
4 障がいのある人の人権を尊重するために	P 27
5 同和問題（部落差別）を解決するために	P 30
6 外国につながるのある市民の人権を尊重するために	P 32
7 患者等の人権を尊重するために	P 34
8 就労者の人権を尊重するために	P 36
9 犯罪被害者の人権を尊重するために	P 38
10 ホームレス（野宿生活者）の人権を尊重するために	P 39
11 インターネット上における人権を尊重するために 新	P 40
12 セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の人権を尊重するために 新	P 42
13 さまざまな人の人権を尊重するために	P 44
(1) さまざまな人の人権	P 44
(2) さまざまな人権課題	P 46



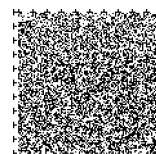
第5章 今後の人権行政のあり方 P 48

- 1 人権行政の推進とチェック機能 P 48
- 2 市民との協働 P 48
- 3 人権に関する拠点施設の検討 P 48
- 4 人権行政の推進に向けた情報収集と施策の検討 P 48

「法律及び条約」の表記について P 49

参考資料

- 資料1 主な人権に関する諸条約一覧 P 50
- 資料2 日本における分野別の主な人権に関する法令 P 51
- 資料3 主な関連年表 P 54
- 資料4 ふじさわ人権協議会要綱・委員名簿 P 60
- 資料5 藤沢市人権事務事業推進連絡会要綱 P 62
- 資料6 藤沢市子どもをいじめから守る条例 P 63
- 資料7 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 P 65
- 資料8 世界人権宣言 P 66
- 資料9 人権に配慮した表現等に関する留意事項について P 68



《用語の定義》

※ 藤沢市人権施策推進指針でいう「**市民**」とは、藤沢市に居住する人、働く人、学ぶ人、活動する人、事業を営む人等、藤沢市に集うすべての人のことをいいます。

※ 藤沢市人権施策推進指針でいう「**外国籍市民**」と「**外国につながりのある市民**」

「外国籍市民」とは、日本以外の国籍の市民をいいます。

「外国につながりのある市民」とは、外国籍市民と、日本人とは文化的・民族的背景を異にする人、外国籍から日本国籍に国籍を変更した人、日本国籍であっても外国で生まれ育った人や父母のいずれか一方が外国籍である人、日本語を母語としない人など、何らかの形で外国につながりのある市民をいいます。

《表記について》

※ 「**法律及び条約**」の表記について

藤沢市人権施策推進指針（1～48 ページ）の中で使用する法律及び条約のうち、49 ページに記載するものは、同ページの省略名で表します。

※ 「**障がい**」、「**障害**」の表記について

本市では、2011 年（平成 23 年）4 月から、条例及び規則を除き、原則として、人や人の状態を表す場合には、「害」の字は、すべて「ひらがな」で表記しています。

（団体の名称や組織名、建物等は、それまでと同様にそれぞれの固有の名称で表記）

ただし、藤沢市人権施策推進指針では、条例及び規則に準じ、条約、法律及び国が定める計画の名称については、それぞれに定めるとおり表します。

※ **新**の表記について

今回の改正により新たに位置づけたものは、**新**と表記しています。

